

令和6年 第3回

三種町選挙管理委員会議案

令和6年9月2日提出

日	時	令和6年9月2日（月）
		午前9時00分
場	所	三種町役場 第2会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第12号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第13号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第10号 登録の移替えをした者について
 - 報告第11号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第12号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第14号 三種町公職選挙執行規程の一部改正について
 - 議案第15号 令和6年12月の定時登録日を定めることについて
- 4 その他

議案第 1 2 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 新有権者登録 | 令和 6 年 9 月 1 日までに満 1 8 歳に達する者
生年月日：平成 1 8 年 6 月 3 日から平成 1 8 年 9 月 2 日まで
男 1 8 人 女 1 1 人 小計 2 9 人 |
| 2 | 転入登録 | 令和 6 年 6 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和 6 年 3 月 2 日から令和 6 年 6 月 1 日まで
男 3 9 人 女 3 1 人 小計 7 0 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 5 7 人 女 4 2 人 合計 9 9 人 |

議案第 13 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 28 条の規定により、令和 6 年 9 月 1 日現在において別紙の者
を選挙人名簿から抹消する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和 6 年 6 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで
男 37 人 女 42 人 小計 79 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和 6 年 4 月 30 日以前に三種町から転出した者
転出日：令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで
男 52 人 女 59 人 合計 111 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 89 人 女 101 人 合計 190 人 |

報告第 10 号

登録の移替えをした者について

令和 6 年 9 月 1 日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

令和 6 年 6 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男	12人	女	18人	合計	30人
---	-----	---	-----	----	-----

報告第 1 1 号

選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について

地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数は 2 6 1 である。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

参 考

第 7 4 条第 1 項 条例の改廃請求

第 7 5 条第 1 項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 1 2 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項及び第 8 1 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 4, 3 4 2 である。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

参 考

第 7 6 条第 1 項 議会の解散請求

第 8 0 条第 1 項 議員の解職請求

第 8 1 条第 1 項 長の解職請求

地教組第 8 条第 1 項 教育委員の解職請求

議案第 14 号

三種町公職選挙執行規程の一部改正について

三種町公職選挙執行規程の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

1 改正理由

令和 6 年以降の選挙から共通投票所を設置することに伴い、事務誤りの発生抑止と効率化の観点から、当日の不在者投票及び在外投票の取扱いを鶴川投票区に設置する共通投票所に統一するため改正します。また、その他所要の改正を行います。

2 改正内容

- (1) 不在者投票について、これまでは投票した選挙人の属する各投票区で受理等の事務を行っていましたが、すべての投票区の選挙人の不在者投票を鶴川投票区の共通投票所で取り扱うこととします（第 2 条の 2 関係）。
- (2) 在外投票について、上記不在者投票と統一して鶴川投票区の共通投票所で取り扱うため、指定投票区を大曲投票区から鶴川投票区に変更します（第 2 条の 3 関係）。
- (3) 選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について、市町村選挙管理委員会においては予め告示をもって定めることとされているため、本規程内に公表方法を定めます（第 29 条関係）。

3 施行日等

令和 6 年 9 月 2 日から施行します。

議案第 15 号

令和 6 年 12 月の定時登録日を定めることについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 12 月の定時登録日を 12 月 2 日と定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

【今後の日程】

1 2 月 2 日（月） 令和 6 年第 4 回選挙管理委員会（定時登録）
午前 9 時 場所：三種町役場 第 2 会議室